

第 4 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年9月28日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第4回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年9月28日（金曜日）

午前10時0分開議

午後0時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第2号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第8号 熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の制定について

議案第9号 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の制定について

議案第10号 熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第5号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

報告第14号 財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 財団法人熊本県角膜・腎臓バンク協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 社団法人熊本県産業廃棄物協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 財団法人熊本県環境整備事業

団の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①全国の都道府県における高齢者福祉に関する憲章等の策定状況について

②水俣病対策の状況等について

③改正熊本県地下水保全条例に基づく許可制等の施行に向けた取組みについて

④平成23年度大気・化学物質・騒音等環境調査結果について

⑤平成23年度水質調査結果について

⑥公共関与による管理型最終処分場の整備について

出席委員（8人）

委員長 小早川 宗 弘

副委員長 田 代 国 広

委員 西 岡 勝 成

委員 鬼 海 洋 一

委員 藤 川 隆 夫

委員 吉 永 和 世

委員 松 岡 徹

委員 前 田 憲 秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 林 田 直 志

総括審議員兼

政策審議監 伊 藤 敏 明

医 監 岩 谷 典 学

長寿社会局長 永 井 正 幸

子ども・障がい福祉局長 米 満 譲 治

健康局長 牧 野 俊 彦

首席審議員兼
 健康福祉政策課長 吉 田 勝 也
 健康危機管理課長 一 喜美男
 高齢者支援課長 中 島 昭 則
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 大 村 裕 司
 社会福祉課長 田 端 史 郎
 首席審議員兼
 子ども未来課長 中 園 三千代
 首席審議員兼
 子ども家庭福祉課長 山 田 章 平
 首席審議員兼
 障がい者支援課長 西 岡 由 典
 医療政策課長 三 角 浩 一
 国保・高齢者医療課長 林 田 浩 稔
 健康づくり推進課長 佐 藤 克 之
 薬務衛生課長 今 村 均

環境生活部
 部 長 谷 崎 淳 一
 政策審議監 末 廣 正 男
 環境局長 山 本 理
 県民生活局長 田 中 彰 治
 環境政策課長 宮 尾 千加子
 水俣病保健課長 田 中 義 人
 水俣病審査課長 高 山 寿一郎
 環境立県推進課長 福 田 充
 環境保全課長 清 田 明 伸
 自然保護課長 小 宮 康
 首席審議員兼
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 公共関与推進課長 中 島 克 彦
 くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜
 消費生活課長 杉 山 哲 恵
 首席審議員兼
 男女参画・協働推進課長 中 園 幹 也
 人権同和政策課長 清 原 一 彦

病院局
 病院事業管理者 向 井 康 彦
 総務経営課長 田 原 牧 人

事務局職員出席者

議事課主幹 浦 田 光 典
 政務調査課主幹 松 野 勇

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、時間となりましたので、ただいまから第4回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第24号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第24号についての説明者を入室させてください。

（請第24号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 お疲れさまです。説明者の方に申し上げますけれども、各委員には、もう既に請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

（請第24号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨はわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。どうもお世話になりました。

（請第24号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の皆さん方の説明は簡潔に、また、説明をされる際は着席のまま行ってください。

それでは、林田健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○林田健康福祉部長 健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております後議分の議案は、予算関係1議案、条例関係等2議案、報告6議案、合計9議案でございます。

まず、第2号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額1,700万円余を増額する補正予算をお願いしております。

その主な内容についてですが、災害時における要援護者等の支援体制を構築するための予算や待機児童の解消を図るための予算などを計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成24年度の予算総額は1,364億5,000万円余となります。

次に、第8号議案の熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の制定について及び第9号議案の熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の制定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の施行に伴う関係法令の改正等に伴い、施設等の人員、設備についての基準等を条例で定めるものです。

このほか、報告第1号の専決処分の報告について外5件の御報告及び全国の都道府県における高齢者福祉に関する憲章等の策定状況についてなど2件について、御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく御願い申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

当課は、補正予算関係の議案はございませんで、専決処分の報告を申し上げます。

厚生常任委員会説明資料(後議分)と書かれたものの18ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

詳細は、19ページの事故の概要により説明させていただきます。

この事故は、平成24年7月25日に八代市内で発生しました。県側の当事者は、地域振興局保健福祉環境部の職員として、6番の事故の状況に記載のとおり、職員が公用車で県道14号を走行中、進行方向の信号機が赤に変わったことに気づくのがおくれ、前方の相手方が運転する軽乗用車に追突し、両車両とも損傷したものでございます。

5番の損害額及び賠償額のとおり、この事故に関しまして、県の損害賠償額を、県側の過失割合が100%となりましたので、13万7,000円と決定し、和解することの専決処分を行いました。

なお、双方にけがはなく、物損事故でございましたが、職員の交通事故防止に向けましては、さらに徹底を図るように取り組んでまいりたいと考えております。

健康福祉政策課は以上です。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の7ページから8ページにかけてごらんください。

熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の制定についてでございます。

説明は、8ページの条例(案)の概要で行わさせていただきますと思います。

まず、条例制定の趣旨は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令の施行に伴いまして、県が設置します食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に

ついて条例で定めるものでございます。

具体的には、保健環境科学研究所及び八代保健所検査課が対象施設でございます。

制定の内容についてでございますが、まず、検査施設の設備の基準としまして、検査施設には、次に掲げる設備を備えるものとします。アにおいて、理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室などです。イにおいて、純水装置、定温乾燥器など、必要な機械及び器具を備えることを定めるものです。

次に、検査施設に配置する職員の基準としまして、検査施設には、検査または試験のために必要な職員を置くことを定めるものです。

施行期日は、公布の日から施行することとされています。

以上で条例の制定について説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

同じ常任委員会説明資料(後議分)の2ページのほうをお願いいたします。

老人福祉費で387万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄をごらんください。

高齢者福祉対策費の災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業でございます。

本事業は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金活用事業でございますが、社会福祉施設の機能を活用しました要援護者に対します支援体制の構築及び緊急対応時の資機材等の整備を実施する市町村に対しまして助成を行うものでございます。

平成23年度、30市町村、24年度6月補正で6市町分の予算化をさせていただいておりましたが、新たに玉東町が実施する意向を示しており、不足する額の補正をお願いするものでございます。

次に、高齢者支援課の報告事項につきまして御説明いたします。

同じ説明資料の22ページをごらんください。

報告第14号財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

詳細につきましては、別冊になっております資料で、平成24年9月財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類のほうで御説明させていただきます。

当財団につきましては、平成3年の設立以降、高齢者の生きがいと健康づくりの推進母体として活動している公益法人でございます。

それではまず、23年度の事業報告でございます。

2ページに事業の概要を記載しておりますが、詳細は、3ページ以降に記載しており、その中の主なものを説明いたします。

3ページをごらんください。

2の(1)熊本さわやか大学校の開講でございますが、高齢者のための教養・体験講座等を開講いたしておりまして、熊本校、八代校合わせて164の方が卒業されております。

4ページをごらんください。

(3)の第24回全国健康福祉祭(ねんりんピック)くまもと大会への参加でございますが、21種目、581名と、地元開催ということで、例年よりも数多くの選手を派遣いたしております。

6ページをごらんください。

5の(1)高齢者総合相談センターの運営でございますが、高齢者やその家族の方々のさまざまな悩み事等の相談に応じておりまして、2,937件の相談がございました。

次に、(2)の高齢者無料職業紹介所の運営でございますが、県総合福祉センター内と各地域振興局で就労支援の無料職業紹介を行っておりまして、昨年度、489名の方が就職さ

れております。

7ページをごらんください。

6の介護実習・普及センター運営事業でございますが、県民の方などを対象としました介護講座などを開催しておりまして、1,978名の方が受講いただきました。

8ページをお願いいたします。

こちらが平成23年度の決算になります。

まず、上段の1、事業活動収入のところ、⑦寄付金収入に1億円とありますが、これは、昨年度本県で開催されましたねりんピックの運営経費の残余金の一部が財団に寄附されたものでございます。これを含めまして事業活動収入の合計は1億7,669万円余となっております。

次に、下段の2、事業活動支出でございますが、下から6番目の事業活動支出計が支出の合計で8,252万円余となっております。その下の事業活動収支差額は9,416万円余ということで黒字になっておりますが、先ほどの寄付金収入の1億円を除きますと、実質583万471円の赤字でございます。一番下が次期繰越収支差額で、1億1,159万円余を23年度から24年度に繰り越しております。

次に、12ページ以降に本年度の事業計画を載せておりますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定いたしております。

最後に、16ページをごらんください。

こちらが本年度の予算書になります。

主なものとしまして、事業活動収入の⑧繰入金のところ、ねりんピック基金から500万円を繰り入れ、これを2の事業活動支出の①事業費支出の中の7番目でございます高齢者生きがい健康づくり推進支援事業に充てることといたしております。

今後とも、予算執行に当たりましては、より一層効率的な執行を心がけ、適切な財団運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、当財団は、公益法人改革に伴いまして、来年4月に一般財団法人へ移行すること

としまして、現在その準備を進めているところでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

委員会説明資料(後議分)の3ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費につきまして、158万円余の増額補正をお願いいたしております。

これは、説明欄にありますように、低所得者向けに、県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を通じて貸し付けを行っております生活福祉資金の滞納債権に係る償還指導を強化するため、納入督促等に必要な人員配置に要する経費を助成するものでございます。

具体的には、滞納債権の3割強が集中しております熊本社会福祉協議会に償還指導員1名を配置する予定でございます。

なお、本事業は、全額国庫のセーフティネット支援対策等事業費補助金を財源といたしております。

次に、下段の遺家族等援護費につきまして、8万円余の増額補正をお願いいたしております。

これは、戦傷病者戦没者遺族援護法に基づきます遺族年金等の裁定に当たりまして、死亡診断書の確認が必要となるため、戸籍法による保存年限が経過した後も市町村に引き続き保管をいただいておりますけれども、その保管能力が限界に来ていることから、出生届や婚姻届等と混在をしております戸籍関係簿冊から死亡診断書のみを抜き出し、新たに製本し直して保管するものでございまして、その作業に要する経費を計上いたしております。

なお、本事業は、国からの委託によるもので、財源は全て国庫委託金でございます。

社会福祉課は以上でございます。
よろしく願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

同じく説明資料の4ページをお願いいたします。

右側の説明欄ですが、市町村保育施設運営費補助ということで、新規に2本、合わせて850万円余の増額補正をお願いしております。どちらも安心こども基金を活用しまして、保育所の待機児童対策として取り組むものでございます。

まず1点目が、認定こども園事業費補助でございます。

説明にあります幼稚園型認定こども園といえますのは、認可幼稚園が無認可の保育所機能を備えたものになります。この施設から、幼保連携型認定こども園といたしまして、これは認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う認定こども園ですけれども、こちらへの移行を促進する市町村に助成するものでございます。この幼保連携型が一番経営が安定し、質も確保されますので、県としても移行を支援することとしております。

この事業は、熊本市の認定こども園1カ所が対象になります。

次に、2点目が、認可外保育施設活用待機児童解消事業でございます。これは、施設や職員の配置が認可並みの基準を満たしているということで、保育の質が確保された認可外保育施設を活用しまして、児童の保育を依頼し、待機児童の解消を図る市町村に助成するものでございます。

この事業は、合志市の菊池恵楓園の中にあります認可外保育施設1カ所が対象になります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

委員会説明資料(後議分)の5ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

説明欄をお願いいたします。

1、保健医療推進対策費の在宅医療連携推進事業につきまして、193万9,000円の補正をお願いしております。

在宅医療の推進を図りますため、在宅医療を担う医師、看護師、ケアマネジャー、それからメディカルソーシャルワーカーといった医療・福祉関係者の連携体制を構築するために要する経費でございます。国の委託を受けて、全額国庫で実施するものでございます。具体的には、連携構築に向けた研修会や検討会議の開催等を予定しております。

続きまして、9ページから16ページをお願いいたします。

議案第9号熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の制定についてでございます。

詳細は、17ページの概要で御説明をさせていただきます。

条例制定の趣旨でございますとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の施行に伴う医療法の一部改正に伴いまして、医療機関の人員、施設等に関する基準について、条例で定めるものでございます。

次に、内容でございますが、今回条例で定めることとなった基準は、既存病床数等の補正の基準、病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準、病院及び療養病床を有する診療所の施設及び構造の基準など、ここに列記しております7つの基準でございます。

基準の内容につきましては、現行の国の基準と全て同様でございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成

25年4月1日としております。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料(後議分)の6ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

説明欄の1の栄養指導対策費の健康増進法施行事務費でございますが、これは、国庫委託事業である国民健康・栄養調査の実施に要する経費でございます。国庫委託金の内示増に伴い、152万5,000円を増額要求しております。

続きまして、同じ資料の20ページをお願いいたします。

報告第5号歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてでございます。

これにつきましては、報告事項という資料がございますが、これの3ページをお開きください。

歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてということで、まず、上の丸のところには24年度の主な取り組みの概要について、以下説明文が3行ございますが、3行目のところに、現行の歯科保健医療計画、平成21から24年度の次期計画を今年度中に策定いたします。

それから、枠囲みの中ですが、1の歯科保健推進事業、これは、(1)から(6)までございますが、これらの事業で、フッ化物洗口や歯周疾患対策の推進、それから啓発、それから市町村歯科衛生士の人材育成等の取り組みを行っております。

続きまして、同じ資料の4ページと5ページをお願いいたします。

ここに、これまでの取り組みに加えての今年度からの新規事業について説明いたします。

まず、4ページ、2番の高齢者の口腔ケア推進事業、それから7番の障がい児(者)摂食リハビリテーション等整備事業、それから、5ページになります。8番の歯科医療設備整備事業、これまでの取り組みに加えて、これら3つの新規事業に取り組んでおります。

それから、5ページの一番下段になりますが、その他の関連事業として、熊本型早産予防対策事業にも取り組んでおります。

また説明資料の後議分に戻っていただきまして、資料の23ページをお願いいたします。

報告第15号公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する資料の提出についてでございます。

説明については、別冊のこの同センターの経営状況を説明する書類を用いて説明させていただきます。

本年度から、県の出資比率25%以上の法人について、議会への報告が義務づけされたことから、今回初めて経営状況を報告するものでございます。

同センターは、昭和60年に熊本県成人病予防協会として設立され、平成17年に現在の名称に変更されました。県民全体の健康向上に寄与することを目的として、健康診断やさまざまな検査を行い、個人への保健指導や地域への保健事業を実施しております。

それでは、資料の8ページと9ページをごらんください。

同センターの健康診断、検査をまとめております。

まず、8ページの表ですが、これは、実施主体が市町村、市町村が住民に対して実施する地域健診について、それから資料の9ページは、事業所がそこに勤務する社員に対して実施する職域健診について、それぞれ過去5年間の受診者数をそれぞれのページ、上段の表が健診車を利用する移動健診、それから、それぞれのページ、下段の表が総合保健センターの施設を利用する施設健診に区分して記

載しております。

御参考までに、23年度におきましては、移動健診の受診者が合計で23万4,693人、それから、下段の表になりますが、施設健診の受診者が1万1,882人、それから、9ページになります。職域健診の移動健診の受診者が2万7,272人、同じく職域健診の施設健診の受診者が2万715人となっております。

続きまして、平成23年度の決算でございます。

資料の15ページをお開きください。

正味財産増減計算書の左から2列目、当年度のところがございまして、ここの欄の真ん中より少し上になりますが、数字の上下を2本の線で囲んでおりますが、経常収益計で18億2,651万7,515円、これが収入額の合計でございます。

それから、以下の欄は支出になりますが、その合計につきましては、資料の16ページをお開きください。

16ページの中段に経常費用計とございます。金額が、18億4,122万9,633円が支出額の合計でございます。

23年度の収支差額である当期経常増減額は、健診スタッフの増員や健診車の購入、修理に伴って1,471万2,118円の赤字でございました。

同じく資料の27ページをお開きください。

ここに補助金について記載しております。

27ページの上の表ですが、一番左の補助金の名称という欄の真ん中よりちょっと下あたりに、結核予防週間普及啓発、交付者が熊本県となっております。この結核の啓発に関して47万2,500円の補助金を支出しております。

続きまして、29ページ以降が平成24年度の事業計画でございます。

本年度から公益財団法人に移行しましたことから、これまで以上に保健事業に取り組むこととしております。

それから、34ページ以降が平成24年度の予算でございます。

資料35ページの真ん中あたりになります。収支差額に当たります当期経常増減額は1,048万9,000円の増額を見込んでおります。

これからも、予算の執行に当たりましては、一層効率的、効果的に運用するとともに、公益財団法人として適切な運営が行われますよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

○今村薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告事項につきまして御説明申し上げます。

説明資料の後議分、24ページをお願いいたします。

報告第16号財団法人熊本県角膜・腎臓バンク協会の経営状況を説明する書類の提出について及び次ページの報告第17号財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出についてを一括して御説明申し上げます。

詳細は、別冊資料、経営状況を説明する書類のほうで説明させていただきます。

まず、財団法人熊本県角膜・腎臓バンク協会につきましては、昭和54年の設立以来、角膜、強膜及び腎臓の移植を普及促進するために、角膜、強膜、腎臓の提供及び移植希望者の登録制度を設け、提供、あっせんなどを実施しております。

現在、当法人は、公益財団法人への移行に向け作業中でございます。

それではまず、平成23年度の事業報告でございます。

1ページから3ページに記載しておりますが、主なものについて御説明いたします。

1の普及啓発事業の(3)の講義、講話の実施や(4)の院内コーディネーターの勉強会な

どにより、医療関係者や県民に啓発を行っております。

2ページをお願いします。

3の移植希望者の調査事業でございますが、移植希望者の相談や新規希望者の登録等を実施しております。

4の摘出幹旋業務でございますが、昨年度は、眼球提供者8名で15眼、あっせん数は16眼でございました。

4ページをお願いします。

決算でございますが、中段、やや上の経常収益計をごらんください。こちらが収入になります。決算額は399万4,277円でございます。

次に、下からやや上の経常費用計をごらんください。こちらが支出になります。決算額は458万3,720円でございます。

次に、9ページ以降に本年度の事業計画を掲げていますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、12ページをお願いします。

こちらが本年度の予算書になります。

本年度も、おおむね昨年度同様の予算額により事業を実施する予定としており、収支予算書の中段、やや上の事業活動収入計を1,015万5,000円、下段の事業活動支出計を983万1,446円として予算計上しております。

なお、収入の部の寄付金収入で455万円の増、支出の部の人件費支出で465万円の増を計画いたしておりますが、これは、事務を担当いたしております熊本県赤十字病院職員の人件費として、公認会計士の指導、助言によりまして、本年度から新たに計上したものであり、寄附金の増額分は同病院からのものがございます。したがって、事業自体の予算額は、昨年度とほぼ同額となります。

続きまして、報告の第17号財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

当センターにつきましては、昭和58年の設

立以来、生活衛生関係営業の健全化を通じまして、衛生水準の向上並びに消費者の利益の擁護を図るべく活動しております。

当法人は、現在公益財団法人への移行認定申請書を提出中でございます。

それではまず、平成23年度の事業報告でございます。

1ページから12ページまでに記載しておりますが、主なものについて御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

3の(1)窓口相談事業でございますが、当センターに窓口を常設して、融資や経営等の相談対応を行っております。

6ページをお願いいたします。

(2)の地区相談室の開設状況でございますが、これは、各地域に出かけていっての相談対応も行っておるものでございます。

8ページをお願いします。

(7)の生活衛生営業振興助成事業でございますが、本事業は、各同業組合と協力しながら、業界の振興のための各種事業を実施しているものでございます。

主なものとしまして、1番や4番の理容組合や美容組合によります競技大会の開催など、各種の事業が実施されております。

22ページをお願いします。

平成23年度の決算でございます。

正味財産増減計算書総括表によりまして御説明をいたします。

なお、当法人には3つの会計がございますので、右の合計欄で御説明いたします。

中段の経常収益計をごらんください。こちらが収入になります。決算額は1,814万3,228円でございます。このうち、1,606万4,000円が県の補助金でございます。

23ページ、中段の経常費用計でございますが、こちらが支出になります。決算額は1,826万9,042円でございます。

次に、34ページ以降に本年度の事業計画を

掲げております。おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、39ページをお願いします。

こちらが本年度の予算書になります。本年度も、おおむね昨年度同様の予算額により事業を実施する予定としており、総括表の上段の事業活動収入計を1,877万2,660円、中段の事業活動支出計を1,981万8,050円として予算計上いたしております。

今後とも、予算の執行に当たりましては、より一層効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めたいと考えております。

以上でございます。

よろしくをお願いします。

○小早川宗弘委員長 次に、環境生活部に入りますけれども、谷崎部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。

環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1議案、条例関係1議案、報告3議案の合計5議案でございます。

第2号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額1億100万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、再生可能エネルギー等導入推進基金を活用いたしまして、防災拠点施設や避難所に太陽光発電設備などの設置を行う市町村に対しまして助成するための経費を計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めた環境生活部の平成24年度の予算総額は329億5,700万円余となります。

次に、第10号議案の熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定

についてでございますが、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、関係規定を整理するものでございます。

また、報告第18号の公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出ほか2件につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、県出資団体の経営状況を報告するものでございます。

このほか、水俣病対策の状況など、4件につきまして御報告をさせていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料(後議分)の30ページをお願いいたします。

報告第18号公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明に当たりましては、恐縮ですが、別冊の水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類、こちらをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、財団の沿革からちょっと簡単に御説明させていただきますけれども、当財団は、平成6年の閣議了解に基づきまして、水俣病の発生によっていろんな深刻な影響を受けた地域の安定、発展に寄与することを目的に、水俣・芦北地域振興基金ということで、まず設立されました。左の上の欄でございますが、その後、平成7年及び平成9年にそれぞれ設立されました2つの財団と、基本財産ですとか役割はそのまま、平成12年に統合しております。さらに、ことしの4月からは公益財団法人へと移行して現在に至っているということでございます。

事業内容につきましては、右の図でござい

ますけれども、①から③の各種助成事業及び④、⑤、チッソ株式会社に対する貸付事業を実施してきておりますけれども、チッソへの貸付事業を除きまして、基本財産と運用財産合わせて80億円の運用益の収入によりまして、助成事業ですとか、法人運営を行っているということでございます。

なお、この財団は、チッソの経常利益が患者補償に支障を生じるレベルに万々一落ち込んだとき、——あってはならないことですが、に不足額を財団の運用財産から貸し付けるセーフティーネットという役割も担っております。

2ページをお願いいたします。

平成23年度決算における事業報告でございます。

まず、助成事業についてでございますけれども、真ん中より下のところです。平成23年度は、地域振興事業として計24件、2,959万円余の助成を行っております。助成先ですとか内容は、3ページから4ページのとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

水俣市及び芦北町に設置してありますもやい直しセンターの運営費に対して2,193万円余を助成しております。

6ページをお願いいたします。

(3)の地域の環境技術研究開発を支援する事業として、計2件で、526万円余の助成を行っております。

以上、3種類の助成事業を合計しますと、約5,670万円ほどになります。

次に、貸付事業について、7ページをお願いいたします。

チッソ株式会社に対する一時金支払資金、22年度分の貸し付けに係る事業でございます。

これは、財団の大きな役割の一つでございますけれども、平成21年に成立いたしました水俣病被害者救済特別措置法に基づきまし

て、熊本県からの出資金を原資として、平成22年度から、チッソ株式会社に対して、水俣病被害者への一時金の支払資金の貸し付けを行っております。平成23年度は、②に記載のとおり、231億7,280万円をチッソに貸し付けております。一時金申請が始まりました平成22年度からの貸し付けの累計額は、表の真ん中の一番下の欄でございますけれども、577億7,280万円となっております。

なお、貸し付けに係るフロー図は、その同じ表の下の図のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

前ページで御説明いたしました貸し付けのほかに、(2)平成7年の政治解決の際の一時金支払資金ですとか、(3)チッソの設備投資資金の貸付金の債権管理等も行っております。

9ページをお願いいたします。

決算に伴う財務状況でございます。

なお、この財団は、公益財団法人に移行しました関係で、若干ちょっと見なれない資料での説明で恐縮でございます。

23年度の経常収益は、当年度の欄を見ていただければと思うんですけれども、いわゆる運用益収入ですけれども、基本財産及び特定資産の受取利息の計、上から1行目、2行目のところでございますけれども、この3,900万ですとか、5,500万あたりを足しますと、約9,500万円ぐらいになります。これは運用益収入になりますけれども、それと、チッソに対する一時金貸し付けの利息発生分であるその下の欄、次の次でございますけれども、8億8,600万余の合計で、上から5行目でございますけれども、9億8,100万円余となります。

ただし、このチッソへの長期貸付金利息につきましては、現在、元本と合わせまして据置期間でございますので、実際には入ってはおおりません。

また、(2)経常費用、これはいわゆる支出

に当たるものでございますけれども、助成事業の支払いですとか、法人運営等の合計で、表の中ほどにございます6,200万円余、これが、いわゆる支出に当たるものでございます。

よって、当期の経常増減額は、真ん中の下の欄でございますけれども、9億1,900万円余というふうになります。

15ページをお願いいたします。

本年度の事業計画でございますけれども、今年度も、引き続き3つの助成事業及びチッソに対する貸付事業を円滑にやっていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

委員会説明資料(後議分)にお戻りいただきまして、27ページをお願いいたします。

補正予算といたしまして、公害対策費1億158万円の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1、環境立県推進費といたしまして、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業9,500万円余をお願いしております。

これは、6月補正予算で積立金を計上いたしました再生可能エネルギー等導入推進基金、総額10億円を活用いたしまして、防災拠点施設等に、太陽光発電施設など、再生可能エネルギーを導入する市町村に対して補助を行うものでございます。

基金事業は、5年間で実施いたしますが、今回の補正は、本年度実施を希望する市町村に対する補助相当分を提案させていただいております。

次に、2の国庫支出金返納金といたしまして、620万円余をお願いしております。

これは、国の平成21年度地域環境保全対策費等補助金を活用して造成いたしました地域

グリーンニューディール基金、この事業費確定に伴いまして、精算残金を返納するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加久廃棄物対策課長 説明資料(後議分)の31ページ及び32ページ、報告第19号並びに第20号の説明が2つございますので、こちらのほうで説明させていただきます。

まず、説明資料の31ページをお願いいたします。

報告第19号社団法人熊本県産業廃棄物協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、別冊資料、社団法人熊本県産業廃棄物協会の概要及び経営状況を説明する書類に基づき御説明いたします。

まず、お手元の1枚ペーパーになっているかと思っておりますけれども、社団法人熊本県産業廃棄物協会の概要でございます。

協会は、平成元年4月1日に産業廃棄物の適正処理、再生利用等を積極的に推進し、生活環境の保全を図ることなどを目的として、産業廃棄物処理業者等で設立された団体でございます。

事業内容は、5に掲げているとおりでございますが、この中の(7)の熊本環境保全推進支援金事業について御説明いたします。

この事業は、平成2年4月に、熊本県産業廃棄物協会が1億5,000万を出資し、基金設置されたものであり、これに、県は1億円、熊本市が5,000万円を出資しているところでございます。

3億円の運用益で、不法投棄された産業廃棄物の撤去等、さらに、産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発を実施しているものでございます。

これ以外の協会の事業、法人運営については、会員による会費でなされており、県によ

る出資はございません。

会員数や役員等については、記載のとおりでございます。

県が出資しているのは、先ほど述べたとおり、熊本環境保全推進支援金事業のみでありますので、経営状況等の説明は、この部分について御説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

7の熊本環境保全推進支援金事業ですが、支援金支出に当たりましては、協会、県、熊本市、学識経験者等で組織します運営委員会で審査を行っております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

4ページ、(3)でございます。

実際の事業といたしましては、(3)のとおり、各支部におきます不法投棄対策事業として、パトロール並びに見つかったものの撤去、それから、不法投棄対策啓発事業といたしまして、23年度は看板の設置を行っております。

14ページをお願いいたします。

14ページの熊本環境保全推進支援金事業に係る正味財産増減計算書内訳表でございます。

科目という欄の合計の左隣、熊本環境保全推進支援金事業欄をごらんください。

そちらのほうの真ん中付近に太線で囲んでありますけれども、経常収益といたしましては3億1,581万円余でございます。

次のページ、15ページをお願いいたします。

経常費用としては、そちらのほうも太線で囲んであると思いますけれども、経常費用計で174万円余、一番下のほうになりますけれども、当期の経常増減額は3億1,406万円余となっており、正味財産の期末残高も同額となっております。

次に、平成24年度予算について御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

7の熊本環境保全推進支援金事業でございます。昨年度同様、支援金で行うものにつきましては、運営委員会を開催して審議することといたしております。

次のページをお願いいたします。

その上で、記載のとおり、不法投棄対策事業を行うとともに、本年度は、のぼりの作成、廃棄物処理備品の購入等を行う予定でございます。

29ページをお願いいたします。

収支予算書となっております。

科目のところは幾つか分かれております。継続の継という漢字がついております。継の7、熊本環境保全推進支援基金事業欄をごらんください。

経常収益の計は260万円余でございます。

それから、その次の次、31ページをお願いいたします。

経常費用計は277万円、先ほどの事業の分でございます。

最後に、32ページをお願いいたします。

経常外収益等はございません。この結果、一番下欄の正味財産期末残高、これは3億1,389万円余となっております。

今後とも適正な監視等もやってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第20号財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。説明資料32ページになります。

説明につきましては、別冊資料の経営状況を説明する書類で御説明いたします。

別冊資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度事業報告でございます。

当財団は、平成19年12月に、産業廃棄物の適正処理、その他廃棄物に関する各種事業を行うことによりまして、本県のすぐれた自然

環境の保全と県民の生活の保全、生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与するということを目的として設立されております。

主な事業内容といたしましては、(1)産業廃棄物の処理に関する事業となりますが、具体的には、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けて取り組んでおります。

基本財産としては、県が200万円を出資しております。その他、県内市町村、排出事業団体等からの出資合わせまして553万円余となっております。

役員に関しましては、資料の2ページから3ページ記載のとおりでございます。

次に、事業の状況でございますが、事業の実施状況として、南関町、和水町とそれぞれ県及び当財団の3者によって、公共関与処分場の建設及び運営に関する基本協定書を締結しております。また、地元住民に対しまして、まちづくり懇談会や住民説明会、先進地視察を実施しております。その他、環境影響評価手続について、評価書の作成に着手しております。

契約等に関する事項ですが、ため池等調査等の受託契約を結ぶとともに、長期借入金として、県から3億円の無利子貸し付けを受けております。

理事会、評議員会の開催につきましては、資料に掲載のとおりでございます。

続きまして、決算報告でございます。

9ページをごらんください。

貸借対照表総括表に基づいて資産等の状況を御説明いたします。合計のみ説明させていただきます。

資産の部でございますけれども、資産合計は8億5,856万円余となっております。

続きまして、負債ですが、合計の8億5,240万円余、最後に、正味財産の部ですが、正味財産合計は、基本財産を含めて615万円余となっております。

次に、22ページをごらんください。

平成24年度の事業計画を掲載しております。

本年度の最終処分場の整備に関する事業といたしまして、主に詳細設計と用地取得を実施することとしております。

最後に、23ページをごらんください。

平成24年度の当初収支予算書でございます。

経常収益につきましては9万円余でございます。経常費用は、管理運営費の190万円余となっております。したがって、正味財産期末残高は452万円余となっております。

なお、この収支予算書は、損益ベースの収支予算書のため記載されておりませんが、このほかに、処分場整備に係る用地取得費として3億円、それから詳細設計及び環境アセスメントの事後調査等で1億3,936万円余の支出が予定されております。

今後とも環境整備事業団の適正な運営についてしっかりしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料(後議分)の28ページをお願いいたします。

第10号議案の熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、29ページの概要で行います。

条例改正の趣旨でございますが、NPO法人の設立認証申請に際し、役員に就任する場合、本人の住所を証明するものが必要でございますが、外国人においては、外国人登録法により、市町村長が発給する証明書の添付を要しておりましたが、このたび外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部改正によりまして、日本人と同様、外国人にも住民票の写しの交付が可能になったことに伴い、関

係規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、条例で引用しております外国人登録法に関する内容を削り、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 健康づくり推進課の説明でいただいた県の総合保健センターの報告書の資料で、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

御説明がありました8ページ、9ページの健診の推移についてなんですけれども、地域の健診と職域の健診ともに、移動健診は減少し、施設健診が上昇している、数字で見るととれますけれども、これは背景的なものは何か御説明ができますでしょうか。例えば、移動はもうなくなる方向で施設に移行しているとか、そういった部分は何か、背景の御説明はできますか。お尋ねしたいんですけれども……。

○佐藤健康づくり推進課長 ただいまの御質問に関しては、申しわけありません。その辺の詳しい分析までは、ちょっとまだ把握しておりませんでした。

○前田憲秀委員 それでは、同じ資料の29ページの計画書でもちょっと触れられましたけれども、がん対策推進基本計画の目標である受診率50%以上に対する取り組みを支援していくという背景だと思えますけれども、これに関して、その検診率みたいなのはどうなんでしょうか。着々とふえているものなんでしょうか、横ばいなんでしょうか、そこら辺

はいかがでしょうか。

○佐藤健康づくり推進課長 検診率に関しては、がん検診、5種類ありますけれども、全体としては受診率は上がっております。ただ、検診の種類によっては、胃がん、肺がんに関しては若干低下しているものもございませぬ。現在正確に把握する仕組みがなくて、厚生労働省が行う国民生活基礎調査、そのデータと、あと、市町村が行うがん検診、そのデータで、一応分析というか、評価を行っているところです。

○前田憲秀委員 例えば、無料クーポン等も、国のほうでもしっかり充実をしているんですけれども、私どものいろんな調査なりお話を聞いてみると、なかなかまだ検診に行く機会、きっかけ、そういったものができていないような気がいたします。ですから、要望ですけれども、しっかり県としてもどれぐらいの検診率に持っていくのか、そのためにはどういうことをしたらいいのかというのを具体的に出してほしいなという思いがありますので、しっかり要望したいんですけれども、何かこんなこと考えてますというのがありますでしょうか。

○佐藤健康づくり推進課長 目標としては、国が50%というのを掲げていますので、県も同じく50%を掲げています。その中で、具体的には、例えば、先生が無料クーポンのことを述べられましたけれども、子宮頸がんに関しては、20歳から無料クーポンが配布されているんですが、まだ20歳の女性の検診率が非常に低いという結果でしたので、例えば、若い世代、大学生等に働きかけて、若い女性にその検診が必要だということを周知していくとか、そういうことをひとつ具体的なやり方として考えております。

○前田憲秀委員 ぜひ行っていただければと思います。

今の、例えば若い世代であれば、成人式の日何らかの形で啓発をするだとか、具体的に、別に国に倣わずとも本県独自の何かいろんな施策を、がんがん提案というか、行っていただきたいというふうに思います。要望させていただきます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 さわやか長寿財団の件についてですが、今度議会で健康長寿延伸について質問させていただきましたが、この事業を見ていると、あんまり健康づくりとか食に関しては、どういう事業をなさっているのかという感じがするんですけれども、どうですか。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

財団のほうは平成3年に設立されておりますが、基本的には元気づくりのほうを中心に活動をしておりまして、社会貢献、地域貢献を主な活動にしておりまして、健康づくりのほうにつきましては、取り組みとしては非常にちょっと手薄になっているのかなと思っております。

○西岡勝成委員 もうちょっとやっぱり食とか健康——今、中国とか韓国で、日本のテレビの中で、食とか医療関係の番組が非常に人気があるらしいですけれども、例えば「ためしてガッテン」とか、ああいうものをもうちょっと活用して、DVDあたりを使ってやると非常に私は役立つと。我々も見とって非常になるほどと、合点というような感じする部分が多いので、ああいうものをもうちょっと生かしながら健康長寿を延ばしていくための

戦略を、もうちょっと長寿財団の中でやって——いろんな健康長寿延伸するということは、いろいろこういう社会参加とか、いろいろ趣味のあるとか、いろいろあると思うんですけれども、やっぱり食とか、そういうふだんの生活、健康、そういうものに関してもうちょっと、せつかくなれば——何か見とって、ちょっとその辺が薄いのかなという感じするんですけれども……。

○中島高齢者支援課長 確かに、取り組みは少ないと思いますが、健康づくりのほうにつきましては、実は、老人クラブのほうでかなり健康づくりには取り組んでいただいております。さわやかは、どちらかといえば、元気老人対策といいますか、社会参加を中心に活動していただいていると。老人クラブのほうの健康づくりに対して県のほうで支援しているような、今使い分けているような状況でございます。

○西岡勝成委員 使い分けている。しかし、この長寿財団の主なあれは、老人会あたりもそのメンバーであるわけでしょう。

○中島高齢者支援課長 メンバーといいますか、生きがいと健康づくりということで、さわやか長寿大学の運営でありますとか、シルバースポーツ大会ということで、一般多数の方で参加されるということで、特に、老人会とか、そういうくくりでの公募とか、そういう形にはいたしておりません。

○林田健康福祉部長 この事業内容につきましては、ちょっと3ページあたりをごらんいただきますと、啓発に関する事業で、情報誌「さわやか」の発行ですとか、それから2番目の(1)のさわやか大学の開講とか、そういったところをごらんいただきますと、健康づくりという言葉が出てくるんですけれど

も、財団のほうでは、やはり生きがい対策と、それとやっぱり健康づくりも相当大きな取り組みがされていると私は思っております。

いろんな情報誌の中にも健康づくりに関するいろんなテーマを入れまして、それぞれにお配りしたりとか、先般、さわやか大学校が、ことし、開講されまして20周年を迎えましたので、そのOBの方たちの400人ぐらいの集まりに行ってきましたけれども、皆さん元気なんですけれども、自分たちでいろいろ講座を研究しながら、その中には必ず健康づくりとか、そういった幾つかのテーマも入っております、相当それぞれでお取り組みがされているというふうに思っております。

ただ、今課長が申しますように、この財団そのものは、健康づくりだけを大きく取り組もうというふうなことだけではなくて、やっぱり生きがい対策といいますか、そういったところが相当大きな部分を占めておりますので、決して健康づくりをおろそかにしているということではないと思っておりますので、よろしく願います。

○西岡勝成委員 そっちのほうも、バランスよくひとつやってください。長寿を楽しむという視点からも……。

○林田健康福祉部長 御質問をいただきました関係では、知事のほうがお答えしたわけですが、いろいろな保健、医療、福祉、教育、行政、その他多くの団体でつくっております健康づくり県民会議というのを別途設けておまして、こちらのほうで県民総運動的な取り組みをしていこうというふうに思っております。こちらにもまた別途、それぞれいろんな事業を御相談させていただくことはあると思えます。よろしく願います。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。

○西岡勝成委員 はい。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○松岡徹委員 1点だけ、4ページの子ども未来課の認定こども園事業費補助については、園と保護者の直接の契約とか、園で保育料を決めるとか、そういう点では、県議会でも意見を上げたその子ども・子育て新システムの基本的な中身と重なることでもあって、私自身は、こういうあり方は、児童福祉法の24条の立場からすると、異論があるんですけれども、同時に、個々の園の施設の改善とか、あるいは保育士さんの増員とか、そういったことは、それに対する援助とかいうのは分けて考えたいと思っております。

きょうは、こども園の議論じゃなくて、これの補正の具体的な中身、それを少し聞かせていただければと思います。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

認定こども園事業費補助についてのお尋ねでございますけれども、これは、先ほど熊本市の1カ所と申しましたが、具体的には北部幼稚園になります。これまでこの事業というのは、安心こども基金のメニューとして始まりましたので、21年度からあったんですけれども、今まで手を挙げるところがなかったということで、今回初めての事業になっております。

それで、具体的には、積算としましては、年齢によって額が違うんですけれども、例えば、乳児ですと7万2,000円とか、1～2歳児ですと3万9,000円といった形で、年齢が低いほど高い単価になりますけれども、そういった形で積算をしまして、こちらの園におかれては20人を預かっておられますので、合

計で507万6,000円ほどの額になりますが、その4分の3を、基金と県のほうから出すという形になります。市は4分の1を負担するという形になります。

これが出てきた背景なんですけれども、昨年度、熊本市のほうでニーズ調査をされて、やはり北部地区に保育の需要があるということで、25年4月1日から認可保育所にするという計画をつくられて、この認定子ども園の無認可部分を手当するという事業でございます。

○松岡徹委員 いいです。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

○吉永和世委員 教えてほしいんですが、財団法人熊本県環境整備事業団、中島さん、専務理事でございますが、今の状況でございますと、10月に業者を決定して本格的に着工に入っていくわけですが、これから事業団が本格的に動き出すという形になるんだと思うんですけれども、スタッフ関係は、今回これからはっきりした形が出てくるんだろうと思いますけれども、そういうこれからの流れというのをちょっと教えていただければと思いますが……。

○中島公共関与推進課長 組織的な話を担当課長が申し上げていいかどうかわかりませんが、大体想定つく範囲でお答えを申し上げたいと思いますが、現在、公共関与推進課の職員は、県の身分を持ちながら、職務専念義務免除という形で、環境整備事業団の業務に従事をいたしております。

ただ、順調に進みますと、今後、入札決定後、詳細設計、来年度の着工というような予定でおります。したがって、着工ということになりますと、その多くの事務が環境整

備事業団の事務ということになりますので、現在の県職員の身分を9割以上持ちながら整備事業団の事務に従事するのは少し疑問が出てくるというふうなことで、時期がはっきりしませんけれども、着工の時期には、今の公共関与推進課の職員は、ある程度ほとんどが、財団法人環境整備事業団への派遣職員ということになって、その事業団の職員として専念するというようなことになってまいるかと思っております。

○吉永和世委員 今まで最前線で頑張ってきた公共関与推進課が全て事業団に行くという形でいいわけですか。もし行くんだったら総勢何名ぐらいですか。

○中島公共関与推進課長 現在、公共関与推進課の職員が、私を含めて10名でございます。この10名が全て派遣職員としてまいるかどうかというのは、ちょっとこれから人事関係の組織定数の話を詰めていく中で決定されることになるんだろうと思いますが、現実には、私の方からはちょっとできかねますので、御容赦いただきたいと思っております。

場合によっては、ほとんどが参りますけれども、やはり経過を知っている職員が本庁にといいますか、県庁のほうに残るといような体制も考えなくちゃならないのではないかとと思っておりますので、今、きょうこの時点で、全て行くかどうかは、済みません、はっきり決定はいたしておりません。

○谷崎環境生活部長 今、ちょっと課長のほうから申し上げますけれども、組織定数にもかかわる話ではございますし、もう一つは、財団の業務が、詳細設計及び着工の中でどのぐらいの業務になってくるか、それと、県の業務としてどういう業務が残るかということちょっと整理が要りますので、これにつま

しては、当然内部での話になりますので、結論を得たものはまだいたしておりません。

最終的にまだ入札も行っておりませんので、その状況を見ながら、そしてまた、今後の業務量を見ながら勘案していきたいなと思っております。

以上です。

○吉永和世委員 これまでは公共関与推進課というのが前面に出てやって、それは財団も関係という形で動いてこられたということでしょけれど、今まで地域住民の方々と接してこられたという、その辺は大事だと思うので、そこをきちっと担保しながらやっていくというのが大事でしょうから、スタッフを変える、総勢入れかえということはある得ないことではしょけれど、そこら辺もきちっと担保してやっていただきたいというふうにお願いしたいということで……。

中島さんも最初から関係していらっしゃるんで、ある意味、そこで骨を埋めるぐらいの覚悟、行くんならですね、いただいて、きちっと処分場が完成して稼働するぐらいまできちっと見ていただいてやっていただければと……。

○中島公共関与推進課長 属人的な話はちょっとはつきり申し上げられませんが、行政の継続性だけは絶対担保していきたいと思っております。委員のほうから御意見いただきましたので、しっかり総務サイドに伝えながら参りたいと思いますが、属人的なお約束はちょっとまだわかりませんが、よろしく願います。

○小早川宗弘委員長 吉永委員、よろしいですか。

○吉永和世委員 はい。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 環境立県推進課、新エネルギー産業振興課、あそこも少々絡んでくると思うんですが、地域グリーンニューディールみたいな感じで、小水力とか地域に合った発電というのはいろいろあると思うんですね。その中で私思うんですけども、日本というのは水の国ですよ。もともと、ダムも大中小いろいろあるんですけども、ためた水を落とすときに、小水力といいますか、発電ダムじゃなくて、もうちょっと簡易にそういう水を利用した発電というのはできないものかなと思うんですけども、その辺のあれは、何か環境立県推進課との連携というのは何もないんですか。

○福田環境立県推進課長 恐らく発電目的ではないようなダムも水を放流するという、そのエネルギーを有効活用すべきではないかというふうな御意見かと承りました。

それぞれ企業局ですとか土木のほうでも、県で管理しておりますダムの状況も少し確認をしてみたところでございますけれども、発電目的ではないですが、水力発電も、そういったエネルギーを利用して行っているダムとしては、県の河川課が管理しております氷川ダムですとか、国が管理しております竜門ダムなどでは、そういったこともやっているようでございます。

○西岡勝成委員 やっているの。

○福田環境立県推進課長 はい。ですので、そういったその管理者において、影響がない範囲では、エネルギーもある程度は活用されているようでございます。

○西岡勝成委員 それは費用対効果でどれだけのものになるのか、それは技術的なものも

あるんでしょうけれども、せっかくだめた水を、どうせ下に落とすんですよね。あれもせっかくだけん、いろいろあるので、そういうものの研究をもうちょっとやったら、私は、地域エネルギー、再生エネルギーに一番クリーンだと思うんですけどね。少し研究してくださいね。

○藤川隆夫委員 栄養指導対策費、健康増進法施行に伴う事業費ということで、国民健康栄養調査の実施に要する経費が出ておりますけれども、具体的にどういうふうな形で進められるのか、教えていただければと思います。

○佐藤健康づくり推進課長 国民健康栄養調査に関しましては、国が無作為に抽出した地域に住んでいらっしゃる世帯の方たちの健康状態ですね、身長、体重、腹囲も含めて、採血もして、それと、あと、栄養摂取状況の調査、そのデータを集めて、全国で集計して、国民の健康や栄養状態の評価を行う、そういう事業になります。

○藤川隆夫委員 国のほうが無作為に抽出するんですけども、実際は、栄養士か何かが行って全部チェックするという形になるんでしょうか、それとも聞き取り調査みたいなだけで終わるんでしょうか。

○佐藤健康づくり推進課長 実際は、在宅の栄養士の方たちを雇用して、食事の内容については細かく聞き取りを行います。

○藤川隆夫委員 そういう形でチェックを入れていくということですね。

○佐藤健康づくり推進課長 はい。

○藤川隆夫委員 わかりました。

もう1点、財団法人の熊本さわやか長寿財団の件、私、聞き間違えかもしれないんですけども、公益法人改革の中で一般財団のほうにという話、ちょっと聞いたんですけども、内容を見ると公益性が高いように思うんですけども、どこが引っかかって一般のほうに行かれたのか、教えていただければ…

○中島高齢者支援課長 まず、さわやか長寿財団の収入の9割以上が県の補助金ということで、自主財源を使った事業の割合が少な過ぎるということもありまして、一般財団法人という形になっております。

一般財団へ移行をした後、収益性といいますか、財政基盤を強化した上で公益のほうを再度目指すという、長期的にはそういう考え方で、一旦一般財団法人に移行する予定としております。

○藤川隆夫委員 本当は県からの支出が多いので、公益にはなりにくいというふうに捉えてよかですかね。

○中島高齢者支援課長 そうですね。

○林田健康福祉部長 今課長が申しあげましたことにつきまして補足をさせていただきます。

確かに、事業費の多くの部分を県の補助金で賄っている、それに加えて、財団のいわゆる人的な体制、そこも非常に弱うございます。そういうこともあって、財団法人の中で今後のあり方について検討を昨年度いただきましたが、まずは財団の体制を強化する、強化をした上で、やはりこの事業、生きがいと健康づくりを担っておりますので、これは非常に重要だということから、しっかりとその体制を整えた上で公益法人のほうに移行したいというふうな結論でございました。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第2号、第8号、第9号及び第10号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第2号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、請第24号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

「難病」の表記を改めることについての請願ですが、難病という言葉は、医学的に明確に定義された病気の名称ではなくて、これまで社会通念として用いられてきた用語でございます。

厚生労働省の資料によれば、難病の数は5,000から7,000あるとされております。

ところで、国が昭和47年に定めた難病対策要綱による難病の定義ですけれども、医学的には、原因不明で治療方法が確立されていない、かつ後遺症を残すおそれが少なくない病気ということ、それと、社会的な視点からは、経過が慢性で、経済的な問題のみならず、介護などに著しく人手を要するために、

家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患となっております。

この要綱が制定されたことを受けて、8つの疾患について、調査研究事業が開始されました。また、この8つの疾患のうち4つの疾患については、治療費の公費助成が始まりました。

それから40年が経過しまして、調査研究事業の対象の病気は130疾患になっております。事業名は難治性疾患克服研究事業となっております。この130の病気のうち56の病気については、医療費の公費助成の対象となっており、熊本県では、昨年度末で約1万3,000の方がその受給の対象となっております。この事業名は、特定疾患治療研究事業という事業名です。

今回請願が提出されたことで九州各県の状況を問い合わせましたが、そのような請願はこれまで出されたことはないとのことでした。また、厚生労働省に問い合わせをいたしました。全国の自治体、あるいは患者団体からそのような意見はということについてお問い合わせしましたが、これまで出されたことはないという厚生労働省からの回答でした。

以上で説明を終わります。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 意見を申し上げたいと思いますけれども、先ほど御本人のほうからこの請願理由説明が行われましたけれども、話がありましたように、この難病ということでの受けとめ方というのが、なかなか差別につながるようなものもこれまで認められてきたわけですので、難病の会の皆さん方は、この問題について非常に大きな関心を持ちながら、何か少し名称変更していただければという思いでおりますので、今お話しのとおりには例がないということですが、例は

つくらにゃいかぬわけですから、熊本県内における非常に——会そのものの活動も、よそと比べると活発に動いている面もありますので、そういう方々がその思いの中で出された件ですから、ぜひこの中で方向性を賛同いただければという思いでありますので、そのことを申し添えておきたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第24号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第24号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、請第24号は、採択とすることに決定しました。

この請願は、意見書を国に対して提出してほしいというふうな請願でありますので、ただいま採択を決定しました請第24号の意見書(案)について、事務局から配付をさせます。

（資料配付）

○小早川宗弘委員長 委員の皆さん方、お読みいただきたいと思っております。

今配付しました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど変わらない内容でありますけれども、この案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思っております。

それでは次に、継続中の付託された請願を

議題とし、これについて審査を行います。

請第2号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める請願でございます。

本請願は、国に対して、全てのウイルス性肝炎患者の救済を求めるというものでございます。このうち、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして争われているB型肝炎訴訟につきましては、平成23年6月に国と原告弁護団の間で成立しました基本合意書に基づきまして、現在和解手続が進められています。これまで全国で5,800人以上の方が提出をされており、うち760人以上の方との和解が成立しております。

一方、特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬剤C型肝炎につきましては、全国に約1万5,000人の患者さんがいると推定されていますが、これまで救済対象となった方は2,600人以上の方となっております。

なお、薬害肝炎被害者救済特別措置法に基づく請求期限につきましては、5年間延長する改正法が本年9月14日に施行されまして、平成30年1月まで請求が可能となりました。

こうしたB型・C型肝炎患者の救済につきましては、予防接種や薬剤投与の事実を証明できる当時のカルテの存否や母子感染でないことの証明の有無などにより、救済される方とされない方に差が生じるという状況に変わりはありません。

以上で説明を終わります。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関し

て質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第2号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第2号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、請第2号は、継続審査とすることに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、健康福祉部、中島高齢者支援課長から報告をお願いいたします。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課の報告事項について御説明申し上げます。

お手元の厚生常任委員会報告事項という資料の1ページをごらんください。

全国の都道府県における高齢者福祉に関する憲章等の策定状況についてでございます。

本件につきましては、6月議会の際にも、長寿を楽しむ目標となるような条例や憲章等の策定状況につきまして、他県の状況を調査するよう御指示いただいたことを受けまして、全国の状況を取りまとめたものでございます。

まず、1つ目の条例の制定状況でございますが、こちらにつきましては、そういった趣旨の条例を制定しているところはございませんでした。

次に、憲章でございますが、こちらは、青森、福島、千葉、山梨から福岡県の8県で策定されておりました。

策定期間につきましては、一番古いもので昭和49年ごろ、新しいもので、介護保険制度導入前の平成11年ごろの策定となっております。

次に、憲章を実施するもの、すなわち憲章の内容を実践する主体が誰かということでございますが、いずれの県の憲章も、全て高齢者に限定せず、広く県民を実践の主体として位置づけているようでございます。

策定の趣旨につきましては、それぞれ表にあるとおりでございます。

憲章の具体的分野、内容についてでございますが、大体6カ条前後の構成になっております。各県の条文の例、イメージとしまして、1条目の内容を最初に記載しております。心と体の健康づくり、生きがいくくり、世代間交流、地域社会づくり、文化の創造などの内容が盛り込まれているようでございます。

最後に、その他、10カ条等ということの形式での策定状況でございます。

こちらは、秋田、山梨、愛知の3県で該当がございました。

策定期間につきましては、こちらは比較的新しいものが多く、秋田県のは平成23年に策定されております。

10カ条等を実践するもの、主体としまして

は、秋田、山梨の2県が、広く県民を実践主体とした条文と主体を高齢者に限定した条文の2パターンを取り入れたような形になっております。愛知県のもは、実践主体が行政となっております。

策定趣旨につきましては、それぞれ表にあるとおりでございます。

10カ条等の具体的な分野、内容につきましては、1条目の条文の例を記載しておりますように、健康長寿のための取り組みの目標が、平易な言葉でわかりやすく具体的に表現されております。

愛知県のもは、行政としての5カ年の具体的な数値目標を掲げられております。

高齢者支援課の報告は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

飛びまして、同じ報告事項の6ページのほうをお願いいたします。

前回の厚生常任委員会以降の水俣病対策の主な経緯につきまして御説明をさせていただきます。

平成24年7月31日、特措法の申請受け付けを終了いたしております。9月10日から11日にかけて、知事が、胎児性の患者の方々との面談などを行ってまいりました。

2の特措法の救済の取り組み状況についてでございますが、申請総数は、本年7月末現在で4万2,961人となりました。そのうち生存者の方で一時金を御希望の方が、下の表の新規のところに記載をしておりますとおり、1万7,880人でございます。また、亡くなられた方が284人でございます。

県といたしましては、今後、対象者の確定に向けまして、迅速な書類の確認、疫学審査などに最大限の努力を行ってまいります。また、健康不安をお持ちの方々に対しまして、引き続き窓口での相談に当たってまいります。

す。さらに、非該当になられました方々につきましては、年1回の無料で健診を受けられるフォローアップ事業に取り組んでまいります。

水俣病保健課は以上でございます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

同じ資料6ページの下段から7ページにかけてでございます。

6月の委員会で御報告しました内容から変わりました点を御説明いたします。

3の認定業務の状況についてでございますが、(1)の認定申請の状況は、6月の委員会では、5月末現在、認定申請者数を221人と御報告いたしました。その後処分等を行いまして、8月末現在では209人と、12人の減となっております。

(3)の認定審査会につきましては、本年度第1回目となります認定審査会を7月1日に開催したところでございます。

4の裁判状況については、現在3件が継続中ということで、前回の御報告からの変更はございません。

以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料8ページをお願いいたします。

改正地下水保全条例に基づく許可制等の施行に向けた取り組み状況について御報告させていただきます。

まず、1、改正条例の概要でございます。

主な改正点は、①基本理念として地下水を公共水と位置づけたこと、②硝酸性窒素汚染対策の根拠規定を設けたこと、この2点につきましては、4月1日から施行をいたしております。

③大口の地下水採取に許可制を導入すること、許可対象は、そこに示しておりますとお

りでございます。④としまして、許可対象者には、節水等の地下水の合理的使用、あるいは地下水涵養の取り組みを義務づけたこととございまして、この③、④が、10月1日から施行することとしております。

次に、許可制等の施行に向けた取り組み状況でございます。

まず、(1)の重点地域の指定についてです。重点地域は、地下水の水位が特に低下している地域を指定することとしておりますが、関係市町村の意見、環境審議会の審議を踏まえまして、下の米印に記載しております熊本地域11市町村を10月1日付で指定する予定でございます。

9ページをお願いいたします。

(2)の地下水使用合理化指針及び地下水涵養指針の策定についてでございます。

許可対象者が、地下水使用合理化や地下水涵養に取り組むに当たりまして、下に例示しておりますような具体的な取り組み例を指針として示すものでございます。

指針につきましては、環境審議会の審議、パブリックコメントを踏まえまして、9月中と書いてございますけれども、平日の9月は、本日が最終日でございますので、本日付で県公報により告示をいたします。

最後に、改正内容の周知についてでございます。

この改正地下水条例を円滑に運用しまして地下水を守っていくためには、条例の趣旨、内容を広く御理解いただくことが不可欠であると認識しております。このため、そこに書いておりますように、3月の条例改正以降、ホームページ、ラジオ、県や市町村の広報誌、新聞など広報媒体を通じまして、周知に努めております。

また、地下水使用の合理化、涵養対策を実施いただく事業者の皆様に対しましては、資料をお送りしますとともに、指針に関する意見交換会、あるいは認可手続、許可手続に関

します説明会なども重ねてまいりました。

今後も、さまざまな機会を捉えまして、周知を図ってまいります。

改正地下水条例に関する御報告は以上でございます。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。

次の10ページをお願いいたします。

まず、大気汚染防止法等に基づきます平成23年度に実施いたしました大気等の環境調査結果をまとめましたので、御報告します。

本日は、ちょっと長くなりますので、2点に絞りまして御報告させていただきます。

まず、(1)の大気汚染常時監視調査のところでございますが、この一番最後のところに記載してあります、なお書きのところでございます。なお、平成23年度は、光化学スモッグ注意報の発令はなかったと記載しておりますが、御案内のように、ただ、6月議会の東議員の一般質問でお話ございましたように、注意報一歩手前でございます予報につきましては、阿蘇地域に発令をいたしております。光化学スモッグを初めといたしました大気環境の監視につきましては、データをしっかり把握し、今後も、きめ細かく対応してまいりたいというふうに考えております。

もう1点でございますが、11ページをよろしくお願いいたします。

11ページに4の環境放射能水準調査結果につきまして記載しております。

御案内のとおり、全ての項目におきまして異常値は認められておりません。特に、福島第1原子力発電所の事故に伴い、モニタリングポストやゲルマニウム半導体検出器などを増設し、さらなる調査体制の強化に努めているところでございます。

次に、12ページをよろしくお願いいたします。

12ページは、平成23年度の水質調査結果につきまして取りまとめましたので、御報告を

いたします。

公共用水域の水質調査結果でございますが、下から5行目に、(3)主な調査結果の概要以下に記載しております2点に絞りまして御報告したいというふうに考えております。

次の13ページをごらんください。

13ページの、まず、②の生活環境項目でございます。

ちょっとわかりにくいですが、大体中ほど、10行目ぐらいになるんですが、海の指標とされておりますCODや全窒素、全リンの環境基準の達成率を記載しております。ここに文章で記載しておりますが、ちょっとデータをつかみにくいので表にいたしました。

次の14ページの表3をごらんください。

14ページの表3、海域の環境基準達成率を記載しております。この達成率につきまして、CODにつきましては、有明海が57.1%、八代海が72.7%、天草西海岸は100%となっております。また、全窒素及び全リンは、有明海、八代海ともに66.7%、天草西海岸は100%となっております。

以上、御説明いたしました。特に、閉鎖性海域であります有明海、八代海とも、赤潮が異常発生しました平成12年度以降、環境基準の達成率については若干変動ありますが、数値的には大きな変動はなく、ほぼ横ばいの傾向で推移しております。

今後も、環境基準達成に向けて、関係機関、関係部局と連携して、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、15ページをごらんください。

もう1点でございます。

これは地下水質の調査結果について記載しているものでございます。

地下水の汚染状況を常時監視するため、この15ページの大体5行目あたり、調査の区分に箇条書きにしておりますが、①から⑦までさまざまな調査をやっております。現在、トリクロロエチロンといった揮発性有機化合物

等による新たな汚染は見られなくなってきております。

なお、調査結果判明の都度、井戸の所有者あるいは市町村に連絡をしており、さらに、超過井戸につきましては、飲用指導等を行うとともに、継続調査を実施することとしております。

いずれの項目につきましても、県民の安心、安全のために、継続して把握してまいりたいと思っております。

本日は、2つの内容を御報告いたしました。詳細につきましては、ホームページに掲載することといたしております。また、両方とも、製本化した後には、関係機関に配付するとともに、委員の皆様にお届けする予定でございます。

環境保全課は以上でございます。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御報告をいたします。

1の目的は、省略をさせていただき、2の最近の取り組み状況につきまして、前回委員会で御報告した以降の取り組みを御報告申し上げます。

まず、(1)の住民説明会等の開催状況でございますが、7月に、南関町及び和水町の議会全員協議会におきまして、最近の取り組み状況や今後の作業工程等を説明し、続いて、建設予定地区であります南関町、米田地区の住民代表で組織される米田区地域振興対策委員会におきまして、地域振興に係る地元要望事業の検討状況や今後の作業工程等を説明し、また、その他の関係地区におきましても、代表者と要望内容の確認や現地調査を行いながら協議を進めております。

(2)の周辺井戸調査につきましては、これまで建設に反対の立場から調査を拒否されて

いた地区から調査要望が出てまいりましたので、これまで未実施であった世帯について井戸水質等の調査を行いました。これで全ての地区で調査を実施できたこととなります。

(3)の詳細設計及び本体工事関係につきましては、5月に入札公告を行い、9月5日に技術提案書及び入札書を受理しております。今後、専門家で組織します総合評価技術委員会の審査等を経て、10月中旬に落札者を決定する予定としております。

次のページをお願いいたします。

入札の概要につきましては、さきの委員会で御報告をいたしておりますので、省略をさせていただきます。記載のとおりでございます。

最後に、3の今後の取り組みでございます。

少し振り返りますと、建設地決定以来、地元の皆様から、立地への御不満や安全性に対する御不安から、強い反対意見をいただきまいりました。そうした状況の中で、知事みずからが地元に入り、安全性を訴えるなど、理解をいただくさまざまな取り組みを行ってまいりました。その結果、昨年度、地元の皆様に苦渋の御決断をいただき、受け入れ容認に至ったところでございます。

そのような経緯を踏まえまして、現在、最終的な環境保全協定書の締結に向けて作業を進めておりますが、特に地域振興策に関しましては、地元の苦渋の思いにお応えするためにも、重要な意味を持つものであると考えており、関係町や地元区との協議、整理を行い、関係部局の協力を得ながら、検討を進めているところでございます。

今後とも、地元の思いを真摯に受けとめ、丁寧に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松岡徹委員 それでは、第1点目は、1ページの高齢者福祉の関係ですけれども、憲章についてはよくわかりましたが、前回もちょっと言いましたが、介護保険関係が去年法改正になって、私もかなり実態調査をやっているんですけれども、かなり、利用者、ヘルパーさん、あるいは施設、それぞれいろんな困難があるように感じているんですけれども、県として、法が改正されて、どのような影響があるのか、問題点があるのか、あるいは効果があるのか、そういった実態調査、それはやっておられるのか、やる計画がおありなのか、それをちょっとまず1点目ですけれども……。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

4月、大幅に、介護報酬といいますか、制度が変わっております。その後6月に、集団指導ということで、全事業者を対象にした指導をやったところでございまして、その後どういう定着をしているのかというのは、いろんな指導なり監査なりで見ていく必要があるかと思っております。

国保連合会のほうでいろんな苦情とかを受け付けしておりますけれども、制度改正に伴うような形での特に大きな苦情等については、減ってもいませんけれども、特にふえてもないという状況かと思っております。

ということで、いつから実態調査するか、そういうことについては今のところ考えておりません。

○松岡徹委員 きょうは議論しませんけれども、介護の現場は、かなりいろいろな問題があるということだけは指摘しておきたいと思えます。

それで、私は、この生活援助の見直し、費

用負担、関連して、介護職員の待遇改善とか、デイサービスの関係とか、介護職の医療行為とか、それから総合事業の実施状況とか、次回ぐらい、きっちり時間とっていただいて、議論するかもしれぬので……。

私としては、県として、あれだけの改正がなされたわけだから、やっぱり現場の視点に立って実態を把握する必要があるんじゃないかなと、その点は要望しておきます。

続いて、水俣病関係、2点ほど水俣病では、1つは、私の質疑に、知事は、処分については環境省が判断するところだから、それでいくというお話だったんだけど、環境省の解釈で、県としてはどの点を納得されているのか、納得していないけど、環境省が解釈したことだからやるのかという、その1点ですね。

それから、ちょっと田中課長は遠いから見えぬけど、これが……(資料を示す)ことしの6月24日の大検診のデータで、これが2009年の大検診のデータなんですけど、まさか委員会にパネルを持ってくるわけもと思って、この自覚症状の折れ線が、指定地域内、あるいは指定地域外、44年12月以降の出生者と、いわゆるコントロール群とはもう明らかに違う折れ線になっているんですね。これは、ことしの大検診も2009年の大検診も、それぞれ1,000前後の検診をやっているわけですけども、なってるんですね。

ところが、問題は、ここにもあるけれども、疫学証明というか、40年も50年も前の何か証拠を出せと言われても、私が会った多くの人たちが、なかなか証拠は出せないという、魚を食べたという証拠が文書に残ってるかという、それはなかなか難しい面もあるので、そこのところは、県として、全ての被害者を救済するという立場で、もう少し研究、工夫が必要じゃないかなと思うんですけども、その2点。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

お尋ねがありました環境省の解釈についての見解についてのお尋ねだと思いますけれども、まず、この行政不服審査法に基づく異議申し立てができるかどうかということにつきましては、法律の解釈の問題でございます。環境省の解釈を私なりの理解で申し上げさせていただきますと、処分かどうかということにつきましては、直接国民、県民の方の権利義務を形成し、範囲を確定することが法律上認められている行為というふうにされていると考えております。

つまり、今回の場合は、県が、どなたが被害者に該当するかということ判断させていただいておりますが、それが特措法によって直接認められているものかどうかということであろうかと思っております。

特措法のほうを見ますと、特措法の中には、誰が判定をするのか、その判定の主体につきましては書いてございません。特措法に書いてございますのは、いろんな関係の当事者が、この被害者救済に取り組むことですか、問題の解決に当たると、そういうふうなことを書いてあるというふうに理解しております。

実際に、じゃあどういう形で、どういう内容で救済をしていくのか、どういうふうにして紛争の解決に結びつけていくかということにつきましては、関係者の方々と協議をしていく、具体的にその特措法の中の条文にそのようなことについては直接——前文あたりには少し触れてございますけれども、各条項においてそこまで書いてございませんが、特措法が成立する、それからその後の経過、私もその一端にかかわらせていただきましたけれども、関係者の方々のお話し合いの中で、救済の対象者ですとか、手続ですとか、支給内容については、内容が固められていったものというふうに理解しております。

そして、最終的に、そうした関係者の方々の話し合いによって決められたものが、固まったものが救済措置の方針として成文化された、閣議決定された。その方針の中で、誰が判定をするのかということにつきましても、県が判定をさせていただくというふうになったというふうに理解をしております。

繰り返して恐縮ですけれども、特措法の中には、直接県が判定をしていいというふうなことが書かれていない。そして、県が判定をさせていただくことも含めまして、その手続ですとか、救済の内容につきましても、皆様とのお話し合いで決められていったものということで、私どもが行っております判定は、法律に言うところの行政処分ではないというふうな理解をしております。

それから、2点目、疫学——チツソが流したメチル水銀によって汚染をされた魚介類を多食されたか否かの蓋然性に係る判断についてでございますが、私どもも、ヒアリングをさせていただく中で、確かに、昔の状況でございますので、難しい点もございます。場合によっては、現在お持ちの書類、そこから当然御家族、あるいは人間の生活の状態というのはそう変わるものではないと思っておりますので、今お持ちの書類あたりを参考にさせていただき、あるいはいろいろな昔の話を聞く中で、私どもからこういう書類はお持ちじゃないですかとか、お近くの方に聞いていただけませんかということで、私どももできる限り広い救済をさせていただけたらと思って、一緒に考えさせていただき、そのような姿勢で当たらせていただいております。引き続き、同じような姿勢で、被害者の方々の立場に立った救済ができるように努力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 私も、環境省の文書はもちろん読んで、そして弁護士ともいろいろ議論し

て、結局は、この救済措置の方針というのは、関係者との協議による、合意してつくったんだから、一方的な、いわばそれに基づくやつだから行政処分には当たらないというのが大きな柱になっているんですね。それは課長も御承知のように、特措法の5条では、「政府は関係県の意見を聴いて」というのと、あるのは、関係事業者の同意を得るといふ、こういうふうになっているわけですね。むしろ、原告とか、そういう認定申請をしている人とか、訴訟をしている人とか、そういうものは対象にしないと、こういうふうに5条の2項ではなっているわけですよ。ですから、いわば関係者と協議したという中身は全然——一番救済を求める人たちとの協議というのは、この特措法の条文上は含まれないわけで、むしろ除かれているわけですね。

これは、課長も難しい立場だとは思いますが、やっぱり熊本県というのは、水俣病を発症させた県として、最高裁でも断罪された県として、どう国に対して現地被害者の立場から政策変更を求めていくかと。そういう姿勢が必要じゃないかなと。本会議でも言ったんだけど、いろんな難しい点はあるけど、細川知事にしても、福島知事にしても、やっぱりそういう立場でいろんな努力をされたし、そのときの公害部長、名前は言いませんけど、当時は公害部長、後でも副知事になられた方なんかも相当努力をされたのを記憶していますけど、そういう姿勢でこの問題は対処してほしいと。知事は、もう変えませんと言ったけど、もう少し踏み込んだ検討をさせていただけぬかなと。

2点目の点は、それは、ある面では水俣病の病像が、それは二重基準になっているけれども、いわゆる水俣病の県民会議医師団が審査してきたのは、大きな流れになっていることは間違いないんですよ。それが1,300とか900とか検診をして、ほぼ同じような傾向が出ているそういう人たち、それは地域外や

出生年齢の対象外という、そういう人たちをどうやって救済するか——課長も、いろいろ研究、努力するという趣旨のお話がありましたけれども、被害者に厳格に証明せいと言うだけでは、なかなか展望は開けないんじゃないかと思っておりますので、この点はちょっと改めて要望しておきたいと思っております。

あと2点だけよかですか。

○小早川宗弘委員長 西岡委員、いいですか。

○西岡勝成委員 どうぞ。

○小早川宗弘委員長 では、松岡委員、どうぞ。

○松岡徹委員 10ページと11ページ、アスベスト調査、これは、周辺地域の問題で以前本会議で取り上げたことがあるんですけども、これと、建設産業におけるアスベスト被害、これについては、熊本県としては、いわば調査をされているのか、どういう認識で問題を捉えておられるのかということが1点。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。

まず、ここに記載しておりますのは、先生も御承知のとおり、採石場周辺の調査でございますが、毎年環境基準を達成しておりますが、引き続き継続してやっていきたいというふうに思っております。

それから、建築関係のアスベストの対応でございますが、これは9月議会の池田議員の質問にもございましたけれども、アスベスト関係につきましては、建設リサイクル法も含めて、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法も含めて、現在、そういった関係機関と連携しながら、今のでき得る限りの調査、対策、分析、魂を入れてやっているつも

りでございます。

今後とも継続してやりたいと思っておりますし——ただ、現在、大気汚染防止法の改正が言われておりまして、その辺も注視しながら、法的根拠をまた強化していただければ、またさらなる体制づくりができるというふうに思っております。

以上です。

○松岡徹委員 これは、ぜひ本委員会でも、アスベストの建設産業における被害という問題は、一回ぜひ集中して議論する必要があるんじゃないかと思っているんですけども、大体アスベストの7割というのは建材に組み込まれていて、今、年間の労災認定では、建設産業関係で1,000人を超えるというんですね。全体の労災の半分は建設産業、アスベスト関係の。

そういうような実態にあるわけで、しかも、過去のことじゃなくて現在進行形で、例えば解体にしても改良にしても、建設資材にかかわるわけだから、建設産業関係の人です。だから、過去に罹患しただけじゃなくて、これからだってやっぱり罹患する、そういうことでもあるので、ぜひ、できればこの委員会に、もう少し詳しい建設産業におけるアスベスト対策をどうするかということを出していただければと要望しておきます。

もう1点、最後に、新幹線の騒音、振動についてですけども、これについては前回の委員会でもちょっと取り上げましたが、騒音対策を要請したというふうに書いてありますが、その後の調査とか対策はどんなふうなことがやられたか、ちょっと教えてください。

○清田環境保全課長 委員御指摘の、特に八代のスピードアップの問題かというふうに考えておりますが、現在、八代市と連携しながら、住民の声に耳を傾けて対応するように、鉄道・運輸機構のほうに要請をしているとこ

ろでございます。

ただ、6月議会以降は、どうしても夏場はセミの音が聞こえてきて、なかなか騒音測定ができないということで、改めて9月から地域住民の地域に入りまして測定を、鉄道・運輸機構のほうで住民と一緒に測定をして、その結果を踏まえて対応しているというふうに八代市のほうからも聞いておりますし、地域振興局のほうからも情報は得ております。

以上です。

○松岡徹委員 私は、ここで取り上げた後、私のほうの八代の審議会が、この騒音・振動調査をやったんですけれども、大体3日間で、宮地地区、太田郷地区、千丁町の89世帯の聞き取りをやったんです。ここに……(資料を示す)家屋のあれしとりますけれども、それによると、今セミの話があったけど、騒音だけじゃなくて振動、大体聞き取った生の声をずっと書いてありますけれども、雷が落ちたかと思うほどすごい音だったと、来客が突然の騒音と振動に地震だと叫んで外に飛び出したと、2階は騒音、振動がひどく、とても眠ることができないので、1階で寝るようにしているとか、4カ月の赤ちゃんがいる、手足をばたつかせる、かわいそう、頭が変になりそうだと、壁にひびが入って、自分の費用で補修したとかというのは、これなんか壁のひび割れの写真ですけど、こうなっているんですね。

それで、私たちが、今言った宮地とか、太田郷とか、直接聞いて回ると、むしろ中にいるときがすごいと。実際壁のひび割れとか、棚が落ちたりとか、寝れないと、地震と、たまがって外に飛び出した人もいるというぐらいで、例えば、これは……(資料を示す)沿線の人が、とにかく夜遅くと明け方、いわばダイヤ改正があつて、以前は八代にとまりよつたのが、今とまらぬのがどんどん行くわけで

すね。そうすると、250キロぐらいで行くわけでしょう。それで、大体騒音、振動がひどいダイヤについて書き出しとらすわけですけど、むしろ家の中が大変だということなんですよ。

ですから、今の話聞いとつと、どうも八代市と連携してと言うてもですたい、こういう実態が、現に私たちは足でかせいで、70軒近くの直接沿線のお宅に行って生の声を聞いてきたわけで、もう少しそこは踏み込んで調査をして対策をとるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがですかね。

○清田環境保全課長 現時点で、先生おっしゃいますように、鉄道・運輸機構のほうも、自宅のほうに行って測定しているというふうに八代市から聞いておりますので、再度また確認させていただきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 それで、2つ、ちょっと要望したいんですけど、いわば20本とって10本平均、上位10本とかというやり方をこの前指摘したんですけど、一つ一つの生データを公開して、やっぱり関係地域は大体まとまるところから、何千戸もあるわけじゃないから、そういう地域に鉄道・運輸機構も行って説明をして生の声を聞くと。いわゆる住民説明会的なもの、それをやるべきじゃないかと。現地からは、そういう要望が鉄道・運輸機構のほうにも出されているようだし、その1点です。

もう一つは、よそは、僕もいろいろ調べたら、余りひどいところは、音源ですね、スピードを落としていつているんですよ。だから、これは実際こういう状況だから、夜中とか朝早くとかの列車は、スピードを一定度落とすとか、そういうようなことも含めて、どうやったら解決できるかと。現地で聞くと、事態はそう甘いもんじゃない感じがかなりするんですよ。

ですから、その辺の2点は、僕は継続してこの問題取り組んでいきたいと思っておりますので、検討していただきたいと、これは要望ときます。

以上です。

○西岡勝成委員 3点、簡単に行きますけれども、まず、高齢者支援課、憲章についていろいろ御議論いただくということで、ありがとうございますけれども、ぜひ愛知県みたいに目標を——平均寿命が熊本県は全国で4～5番目ですから、平均寿命につける健康寿命をそれぐらいまで追いつくように、そういう目標の数値をぜひ設定してほしいということと、質問でも言いましたように、熊本スピリッツを入れ込んで上品な憲章をつくってください。憲章なり標語なり、お願いします。それはもう要望でいいですよ。

あとは、環境保全課、今度台風で、ずっと私も海岸を見て回ったら、発砲スチロールの細いのが、これは絶対回収できません。もうぼろぼろになって岩にぶつかって、それがもうかなりいっぱいあるんですよ。あれはどうか対策を考えないと、生態系にも私はかなり影響してくると思いますが、あの辺の対策は、全国的にこれは考えていかないと——トレミたいにちょっと固まるとるやつはいいんですけども、養殖用あたりの浮き、あれはもうぼろぼろになってしまうんですね。ああいうのはぜひひとつ調査をして、実態を把握していただきます。これも要望でいいです。

もう一つは、公共関与推進課長、地元の要望、大体主なものわかりますか。

○中島公共関与推進課長 多岐に及んでおりますが、一番中心には、道路整備でございます。あと、身近な公民館整備でありますとか、堰の改修でありますとか、グラウンドの整備とか、いろいろありますけれども、大き

なもの、やはり、あそこはなかなか歩道整備がおくれているという言い方、ちょっと不適當かもしれませんが、交通量の割に大変大きなダンプが通ります。県道の話ですけども、その歩道整備の要望あたりが強い要望だというふうに理解をいたしております。

○西岡勝成委員 1つ聞いたんだけど、要するに、南のほうは水俣環境センターで環境教育の拠点になつとる、この南関の処分場を一つの観光拠点に、そういう要望もあるんですよ。

○中島公共関与推進課長 これは、地元の要望も若干ございますけれども、これは、地元の要望というよりも、私ども県の構想として持っております。あそこの施設を、単に処分場の埋立施設というだけではなくて、多くの方々に利用していただくために、もちろん環境を整備するとともに、あの施設を使って環境学習ができるような、そういう北のほうの拠点というふうに位置づけて、設計思想にも組み込んでおります。

○西岡勝成委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○鬼海洋一委員 もう時間も来ておりますから簡単に質問したいと思いますが、3点だけお願いしたいと。

まずは、第6次の保健医療計画の策定への準備が今されていると思いますが、その策定の現状と今後のスケジュール、そしてまた、

その審議の過程の中で特徴的なものがあれば教えていただきたいと思います。それが1つです。

それからもう一つは、知事の今回のマニフェストの中にもあっておりましたが、訪問看護を全県的に普及したいというようなものがありました。これが具体的に全県普及をめぐって、どういう形で、——関係市町村との協議、あるいは具体的な協力が必要だと思えますが、どういうぐあいに今進んでいるのか、2点目です。

それから3番目に、今回人事のほうから振興局の再編計画が今提案をされております。これは、ブロック化の問題だとか、あるいは業務の本庁への吸収の問題だとか、さまざま中身は多岐にわたっているわけですが、これは両部も関係する。特に、保健所が今後どうなっていくのか、この再編の中で非常に大きな問題だと思っています。特に、環境部局でいいますと、産廃の処理等に対する指導あるいは監視、こういうものがあるわけですが、両部の中で、この振興局の再編整備について、現段階ではどういう取り組み、議論がなされているのか、この点、3点をそれぞれからお話をいただきたいと思えます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

まず1点目の保健医療計画につきましてお答え申し上げます。

昨年度から予算をつけまして第6次計画の検討を行っております。これまで計画検討専門委員会のほうで審議をしております、現在のところ、素案というものを提示して議論をいただいている状況でございます。この後、最終的には、保健医療推進協議会、それから医療審議会のほうに年度末に御議論いただきまして、確定するというところで進めております。特に6次計画、現在議論しております

すのは、2次医療圏の設定につきましては、昨年度末に、現在の5次計画と同様ということで議論が決着しております、現在は、中身のほうで、国のほうで示された指針に基づいて、それぞれ4疾病5事業プラス在宅ということで議論を行っているところでございます。

保健医療計画につきましては以上でございます。

○鬼海洋一委員 今お話をいただきました。特に2次医療圏等については、前回たしか議論をいただいた中で、そういう話だったというふうに思います。

私も、本会議の中でも、この計画の中身に対する意見を申し上げているわけですが、非常にあと5年間の方向性決めるものですから、大変重要なものだというふうに思っております。そうすると、我々のこの委員会としての議論も必要ではないかというふうに思っているんですが、今のお話では、協議会、審議会でまとめた後、また審議いただくということのようですが、今後も、その意味で出された素案に対する意見を、あるいはその審議をすることが我々のこの委員会の中でもできているのかどうか、担保されているのかどうかということについて、その点、ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○吉田健康福祉政策課長 この保健医療計画につきましては、議会の御承認をいただく議案という扱いにはなっておりませんが、現在議論しております内容、大体詰まっておりますので、次回の議会、委員会のほうでは、審議の状況といいますか、内容につきまして御報告はさせていただきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 安心しました。できるだけ

議会としても、作成の過程の中で、意見が少しでも練り入れていただけるような状況をお願いしておきたいというふうに思います。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

訪問看護推進についてのお尋ねでございますけれども、訪問看護の利用できる体制を整備するためには、訪問看護師の確保、それから育成、こういったことを図るとともに、地域の偏在を解消していくことが必要かというふうに考えております。

あわせて、訪問看護ステーションの運営を安定化させる必要があるということで、地域包括ケアを推進するという形で、24時間体制の訪問看護体制の提供、それから医療機関との協力体制の構築、こういったものが必要というふうに認識しております。

本年度の事業といたしまして訪問看護推進事業、これはこれまで行ってきた事業ですが、水俣・芦北圏による支援サービス体制づくりとか、阿蘇圏におきます推進事業等を実施しております。

また、6月補正で御承認いただきました訪問看護ステーション強化モデル事業、これは、特に訪問看護ステーションの体制が手薄な球磨・天草圏域、この2圏域をモデル地区といたしまして、訪問看護師の確保、それから定着支援という形で、訪問看護ステーションの運営を一部補助する事業を組み立てたところでございます。この事業につきまして、現在関係者のほうに説明をし、事業のほうに取り組んでいるところでございます。

○鬼海洋一委員 今お話のとおり、県内における偏在の解消、これはもうなかなか簡単にはいかない課題だと思います。そのためには、今お話ありましたように、地域包括支援センターあたりの構造的な弱点、あるいは問題、こういうものの解消を含めて基礎的な整

備をどうやっていくかという、各地域に。これがなければ、なかなか難しい問題ではないかというふうに思っております。

ですから、一気にというわけにはいかぬというふうに思いますけれども、この市町村等が連携をとらなければできない話ではありませんから、十分連携をとりながら、地域ごとの、つまり今さっきありました2次医療圏では、今後、その中でさまざまな取り組む課題が出てくるというふうに思うんです。その中で4年間の計画的な取り組みを行っていくことが肝要ではないかと思っておりますので、ぜひ市町村との連携をとって、基礎的にそれを可能にするような条件整備を行っていただくということを、まず取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

○三角医療政策課長 本日、補正予算でお願いいたしました事業のほうで、在宅医療のほうの連携、構築のほうをお願いいたしましたけれども、現在、先ほど委員からお話ありました次期保健医療計画、この中に在宅医療という形、訪問看護だけではございませんけれども、在宅医療の記述もすることになっております。現在、その計画の策定にあわせて、関係者とも意見を交換して内容を詰めているところでございます。

委員、おっしゃいましたとおり、一気に全て整うという形はなかなか難しい状況にございますけれども、そういった意見交換を踏まえまして、計画にのっとり進めていきたいというふうに考えております。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課です。

3点目の、今回の地域振興局のあり方、見直しと保健所についてお尋ねをいただきました。

振興局の見直しにつきましては、広域本部を4つのエリアに設置するというところで準備

がスタートしております。ただ、この中では、10の地域振興局は引き続き残すという整理がされておまして、現在、その地域振興局で行う業務については、住民に直接かかわるサービスという整理がされておまして、広域本部のほうでは、一方では、多くの経験と知識を有する専門的な業務を行うということで整理がされております。そこで、内部的に現在総務のほうと広域本部で行う業務がどのような業務になるのかというやりとりを今全庁的にやっておまして、今の2つの局と本部の考え方に沿った形で保健所業務と保健所という組織というものも当然検討されていくんだらうと思います。

基本的には、保健所で多く直接住民にかかわるサービスを担当していただいている状況にあるかと思えます。

今後、これから業務分担を含めて検討がされていくんだらうというふうに考えてございます。

○鬼海洋一委員 環境生活部のほうは、関係する議論というのはどうでしょうか。

○谷崎環境生活部長 今回の吉田課長の話のとおりでございまして、今回の広域本部の考え方というのは、地域密着性と広域機動性を兼備した体制ということで、とりわけその地域密着性の中で住民サービスの向上を図るということで、住民に直接かかわる部分についてということになります。私ども考えますと、環境保全の問題、それから廃棄物対策の問題、直接住民に非常にかかわる部分が多い。それともう一つの特色は、非常に広域的になってくるということがありますので、そういう意味では、広域本部にも、あるいはこれまでの地域振興局にもかかわるような業務ということで、そのあたりの、どういう役割分担をしていくかという部分については、今それぞれ一つ一つの業務ごとに整理をさせて

いただいている状況でございまして、委員のほうからお話がありましたようなことについて、しっかりとそれを受けとめまして、もう一度検証について深めたいと思っております。

○鬼海洋一委員 現段階では、概略の案が示された段階ですよね。それに基づいて、ようやく議会のほうには提案をされまして、今から本格的に議論が始まるわけですが、ただ、示された内容を見てみまして、今、吉田課長のほうからお話がありました広域本部、私は、この案で、広域本部、屋上屋を重ねるような形ではなくて、むしろ、そういう業務については本庁直轄で処理をするということのほうが、これからの行政運営の中ではいいのではないかと。現地に必要な部分については、そこで残すということのようですから、それはそれとして残しながら、わざわざ広域的にそこでまた持って行って、そしてまた、結局そのことを本庁と連絡をとらなきゃいかぬわけですから、そういう意味で、直接本庁のほうから、そういう指示、あるいは命令系統、あるいは現状把握、指導ができるような体制をつくられたほうがいいのではないかというふうに思っております、そういう意見は今申し上げているところで

です。ですから、ここで申し上げたいことは、確かに、総務、人事のほうからああいう提案がなされましたけれども、それぞれの部のこれからのやりやすいものを——言われたからするんじゃないで、我々も言いますから、内部的にも業務がしやすいような、将来にそういう意味で禍根を残さないような——聞くところによりますと4年間限定、4年過ぎるとまた新たなというお話もあるようですけれども、しかし、それによっても組織をさわるわけですから、できるだけいい形で展開できるような議論をこの際お願い申し上げておきた

いと思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○松岡徹委員 先議の災害対策のときにちょっと調査と対応をお願いしとった点で、2点だけ伺いたいと思います。

1つは、床上、半壊の県独自の援助、それが災害救助法の応急修理と並立を認めないといえますか、そういう形をとっているのが全国の中であるのか、あるいはなしだという点ですね。

それから、私たちの聞き取りでは、冬に向けて支援物資が非常に求められていると。そういう点では、行政としても対応すべきじゃないかということで申し上げておりましたけれども、その2点について、どんなかなと思ひまして……。

○吉田健康福祉政策課長 ただいま災害対策関係で2点お尋ねがございました。

1点目は、先議の際に松岡委員からお尋ねがありました、今回の熊本県の独自の制度が、災害救助法の住宅応急修理対象にした場合には支給しないという併給不可の扱いにしているが、ほかの県の状況はどうかということで、各県に、電話になりますが、確認をいたしました。全国で、現在何らかの形で同じような独自の制度を持つておる県が、31ございます。これは、見舞金型、いわゆる少額のものから再建支援型という、合わせて31都道府県ありまして、救助法との併給の取り扱いにつきましては、本県の制度を除いて、ほかの県はいずれも併給が可というふうな扱いをしております。

ただ、市町村におきましては、今回5月の竜巻災害において、栃木県の真岡市で独自制度を設けておられますが、ここは唯一災害救助法の住宅応急修理を支給した場合には、独自制度では支援しないという扱いをされてお

ります。

繰り返しになりますが、都道府県におきましては、本県を除き、併給は可という扱いにしております。

それからもう一点目は、物資支援、冬に向けて、行政においても、何らかの物資支援が必要ではないかというお尋ねをいただきました。

前回も申し上げましたが、県としましては、これまで直接、発災直後から災害救助の一環としまして、備蓄物資、それから民間からの購入提供の物資を供給してまいりました。

今後につきましては、東日本大震災のときの物資が不足している状況と違ひまして、今回の災害につきましては、購入で個人で入手することが可能な状況でございますので、行政としては、現物で提供するよりも、やはり義援金を呼びかけて、義援金による支援がいいのではないかとこのように考えております。

なお、義援金につきましては、現在のところ、県、日赤、共同募金合わせて3億6,000万ほど集まっております、1次配分8月20日、2次配分9月20日、既に、全壊の世帯ですと27万、1世帯配分させていただいております。さらに、これに10万ほど上乗せした形で最終的な3次配分ができるのではないかとこのように思っております。

また、行政、阿蘇市ですとか、阿蘇市の社会福祉協議会等にお尋ねしてみましたら、それぞれにつきまして、特に被災者の方から物資のニーズというのは寄せられていないという状況でございます。

それからまた、民間の団体でも、ウェブサイト立ち上げて、物資のあっせんをやっていただいているところもございます。

しかしながら、きょうも御提案をいただいておりますので、県のほうから、御意見があった内容につきましては、地元の阿蘇市なり

阿蘇市社協のほうにお伝えはしたいというふうに考えております。

以上です。

○松岡徹委員 今度は、単県で急な制度設計だったから、それ自体私も評価しておりますし、速やかに実働に入るようにしてほしいと思います。

同時に、やっぱり災害救助法と被災者生活再建支援法というのはもう別なあれになりますので、併用は不可というのは今後は改善を求めたいし、やっぱり被災者に助けになる使い勝手のいい制度にしていく必要があると思いますので、使用目的の特定化もどうかと思いますし、ただ、やっぱり財源負担としては単県というわけにはいかぬから、市町村と折半とか、そういうことも今後は検討していただいて改善していただければと思います。

それから、物資について、今物資については、私どもと一緒に、県労連とか、15団体でつくっているいのちネットという団体の救援センターを現地につくっております、そこで物資の支給はやっているんですけども、例えば23日には、軽トラック6台分が前日までに集まりまして、10時から始めるようにしとったら、もうとにかく——この前は、人が来んだったらトラックで届けようかと話しとったけど、もう会場、公民館借りてしとったんですけども、もういっぱい来られて、これは……(写真を示す)衣料の分の写真なんですけれども、衣料の分だけでもこれだけ来て、トラック6台分がほとんどなくなって、届けて回らぬでいいというような状態でした。

特に、寒くなっているもんだから、ストーブとこたつと電気毛布とか、あるいは冬の衣類とか、注文に応え切れないもんだから、今、いのちネットのほうでは、再度緊急の全県への訴えをして、こたつ、ストーブなど、どんどん集まってきているんですよ。ですか

ら、もちろん義援金、これは非常に一番お金が要るわけですから大事だと思いますけれども、やり方いろいろ工夫が要るかと思いますが、現地のほうとも協議していただいて、何かこういう被災者が求めていることにミスマッチのない対応が、もっともっとこれから寒くなりますから必要じゃないかと思うので、引き続き検討、努力をしていただければと思います。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○吉永和世委員 今回、阿蘇の災害で、保健所が冠水したというのがあって、あと、警察署もそうでしょうけど、水俣のあの平成15年の災害のときに、あのときも市役所、警察署は冠水したんですが、今警察署は別の場所に移って新しい体制でスタートしているんですが、いろいろな移転した理由はあると思いますが、あのとき県内でも一番古いほうだったという理由も確かにあると思います。しかし、ああいう災害のときに、できれば司令塔であっていただきたいという、そうなくてはならないという施設だというふうに思います。今回、保健所もしかり、警察署もそうなんですけれども、十分にその機能が果たせたのかといったときに、そうではないんじゃないのかなというふうに思うので、できれば、もし同じような雨が降っても対応できるんだったらいいんですが、もし対応できない状況にあるとするならば、やはりそういった場所を移転して、きちっとした体制づくりをやるというのが、やはり地域住民にとってみれば、ある意味、安全、安心の提供といいましょうか、そういった形になるんじゃないのかなというふうに思うので、そこら辺の検討というのはなされる方向にあるのか、今の方向でいくと、改修して終わるといような、そんな形なのかなというふうに思っているんで

すが、そこら辺はどうなんでしょうかね。

○吉田健康福祉政策課長 保健所を管轄しておりますので、健康福祉政策課のほうからその分をお答えさせていただきます。

今回は、内牧の保健所、被災しまして、机の上あたりまで水が来ております。といったことで、その後の窓口対応含めての業務につきましては、振興局に場所を移しながら対応してきたという状況でございます。

また、被災地の支援業務、特に保健関係の業務ございましたが、これにつきましては、県内のほかの保健所からの支援も含めてどうか対応できたということになっております。

現在、保健所の復旧については、9月中旬でほぼ1階部分が完了しております。今回につきましては、とりあえず現況の復旧ということとどめさせていただいておりますが、今御指摘ございましたような点につきましては、復旧の際にも少し議論がございまして、今後のことにつきましては、またこれから検討させていただきたいというふうに考えております。

当面のところ、すぐどうこうというお話はございませんが、少しそうした同じようなことが起きる場合を想定して検討はしておく必要があるかというふうには思っております。

○吉永和世委員 こういう機会だからこそ即検討して結果を出さないと、やりますと言って何年後にできるかという、警察署、5年後にできたんで、そんなすぐすぐできるものでもないんで、そこら辺は早急に検討していただいて、より地域の方々に安心を与えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、陳情書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後0時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長